

専修大学経営研究所報の編集、発行等に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、専修大学経営研究所規程第3条第2号の規定に基づいて刊行する専修大学経営研究所報（以下「所報」という。）の編集、発行等に関し必要な事項を定めるものとする。

(投稿資格者)

第2条 所報に投稿することができる者（次項において「投稿資格者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 所員
- (2) 研究参与
- (3) 学外研究員
- (4) 運営委員会が特別に認めた者

2 共同論文の場合の共著者については、投稿資格者かどうかを問わない。（論文の体裁等）

第3条 論文の体裁、提出方法、提出物、校正手続等については、運営委員会が別に投稿要領で定める。

(投稿の締切り)

第4条 所報の投稿の締切りに関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。（投稿論文の受理）

第5条 投稿論文の受理は、定められた締切日までに事務局に到達したものについて運営委員会が行う。

2 運営委員会は、投稿論文の受理に当たっては、その投稿論文が第3条の規定による投稿要領の定め適合するかどうかを審査し、これに適合しないものにあつては、期日を指定の上、その者にこれを修正させ、又は不備を補正させてから受理するものとする。

(掲載拒否)

第6条 運営委員会は、投稿論文の内容が経営研究所の目的にそぐわないと判断した場合には、所報への掲載を拒否することができる。

(投稿論文の通し番号)

第7条 前条の規定により受理した投稿論文には、その順番に通し番号を付ける。

2 前項の通し番号は、2006年度までに刊行した所報の番号を踏襲する。

(所報の保存)

第8条 印刷された所報は、その1部を電子ファイルとともに、経営研究所に保存する。

2 前項の規定による保存期間は、永年とする。

3 保存責任者は、所長とする。

(著作権の帰属)

第9条 論文の著作権は、経営研究所に帰属する。ただし、その論文の著作者は、経営研究所の許諾を得て、許諾された利用方法及び条件の範囲内において、その著作権を利用することができる。

(著作権違反の責任)

第10条 掲載した論文が著作権法の規定に違反するものである場合は、その著者が一切の責任を負わなければならない。研究所は、その責めを負わない。

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、所長が発議し、所員総会において出席した所員の過半数をもって決する。

附 則

この規約は、2008年1月29日から施行

する。